

一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会 理事会規程

制 定： 2026 年 6 月 10 日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会定款に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

(構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(開催時期)

第4条 定時理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第93条第2項に基づいて、会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき、又はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その理事が招集したとき。
- (3) 一般法人法第101条第2項に基づいて、監事から会長に招集の請求があったとき、又はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、監事が招集したとき。

(招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、法人法第93条第3項及び同法第101条第3項に基づいて、理事又は監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、法人法第93条第2項及び同法第101条第2項に該当する場合には、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集手続き)

第6条 理事会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所（電磁的方法により開催する場合はその方法）を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

2 第1項及び第2項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を招集することができる。

(議案書の周知)

第7条 理事会の議案書については、原則として開催日の前日までに理事及び監事に周知するものとする。

(議決事項)

第8条 理事会において議決すべき事項は、次の事項とする。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、事務局長及びその他の業務執行理事の選定及び解職
- (4) 代議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 事業計画及び収支予算の決定並びにその重要な変更
- (6) 事業報告、決算書類及び財産目録の承認
- (7) 各種規程の制定、変更及び廃止
- (8) 役員報酬等支給基準の制定及び変更
- (9) 会費の延期、減額又は免除その他会員管理に関する事項
- (10) 委員会の設置、変更及び廃止
- (11) プロジェクトの設置、変更及び廃止
- (12) 重要な財産の処分及び譲渡
- (13) 多額の借入
- (14) 重要な使用人の選任及び解任
- (15) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (16) 理事及び監事からの報告事項の受理
- (17) その他当法人の運営及び業務執行に関する重要事項

(役員相互選)

第9条 会長、副会長、事務局長については、理事会において選定する。

(議長)

第10条 理事会の議長は、副会長がこれに当たる。

(議決)

第11条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 電磁的方法により出席した理事の議決は、前項の議決として取り扱う。

(議決の省略)

第12条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(会員の招集)

第13条 会長は、理事会がその職務を行うために必要な会員に対し、理事会への出席を求めることができる。

2 前項で定める方法で招集された会員は理事会に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

3 第1項により招集された会員は理事会の議決権は有さない。

(議事録)

第14条 理事会の議事については議事録を作成しなければならない。

(議事録署名人)

第15条 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印（電子署名を含む。）しなければならない。

(議事録の備え置き)

第16条 議事録は、法人法第97条に基づき、理事会のあった日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録の閲覧及び謄写)

第17条 社員及び債権者は、法人法第97条に基づき、裁判所の許可を得て、議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。

(雑則)

第18条 理事会の運営に関し、この規程に定めのない事項については、理事会で協議して決定することができる。

附則 この規程は、令和8年6月11日から施行する。